小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（商工会地区）のお知らせ【令和6年度補正】

小規模事業者が**商工会と一体**となって取り組む、

**販路開拓**に必要な**費用の３分の２**を補助しますス。

受付締切

**第17回：2025年 6 月13日（金）17:00（電子申請のみの受付となります。）**

事業実施期間：～2026年7月31日（金）

**事業支援計画書（様式4）発行の商工会受付締切：2025年6月3日（火）**

**※受付締切以降の発行はいかなる理由があってもできません。発行には十分な余裕をもって、お早目に商工会までお越しください。**

※申請の際は、最寄りの商工会による事業支援計画書（様式4）が必要となります。申請者自らが、補助金申請に必要な書類を商工会にお持ちいただき、事業支援計画書の交付を受け、提出してください。（社外代理人不可）

※申請には、「ＧビズＩＤプライム」もしくは「ＧビズＩＤメンバー」のアカウント取得が必要です。

取得未了の方は、あらかじめＧビズＩＤアカウントの取得手続きを行ってください。

すでにアカウントを取得されている方は、登録内容をご確認いただき、変更が必要な場合は変更手続きを

行って下さい。

一般型　　補助上限　５０万円

　　　　　　　　　　　補助率　　２/３

※７５万円以上の補助対象経費に対して５０万円を補助します。

７５万円未満の補助対象経費に対して３分の２を補助します。



◇「インボイス特例」、「賃金引き上げ特例」は、通常枠と補助上限や補助率が異なります。

◇第17回からは創業枠が終了となり、「創業型」が新たに創設されました。一般型と申請方法が異なり同時に申請

することは出来ません。

◇本事業の申請に際しては、原則電子申請システムのみの受付となります。

◇本補助金は商工会の支援を受けながら取り組む伴走型の補助金です。商工会の助言や支援を受けながら事業実施を

行って下さい。

販路開拓につながる様々な取組みに活用できます！

販促用チラシ作成・配布



新商品開発



店舗改装



各種広告媒体の活用



販促用ＨＰ・ネット販売システムの構築



新規機械装置等の購入



販路開拓と合わせて行う業務効率化



まずは最寄りの商工会にご相談ください！



西伊豆町商工会 TEL：52－0270

ＵＲＬ：＜https://nishiizucho-shokokai.com/＞

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（商工会地区）【令和6年度補正】

**●採択発表交付決定までに経費の妥当性を証明できる見積書等（相見積含む）の提出が必要です。支出内容が不明確なものは認められません。**見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内容を示してください。

●各特例の要件に加え、**販路開拓の取組を行う**ことが必要となります。

●補助金交付決定を受けても、**実績報告書等の確認時に、補助上限額引き上げ要件等、各種要件を満たしていると認められない場合には、全額補助金の交付は行われません**ので十分ご検討のうえ、申請をお願いいたします。

●補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）」

等に違反する行為等をした場合には、**補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。**

対象事業者

・会社および個人事業主であり常時使用する従業員の数が一定以下の商工業者等小規模事業者持続化補助金＜一般型＞において、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間が経過、および様式第14を提出済みの場合は、申請が可能です。

（第11回公募以前の補助事業者で、様式14を提出済みの場合は、申請が可能です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く） | 常時使用する従業員数の数　　５人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 常時使用する従業員数の数　２０人以下 |
| 製造業その他 | 常時使用する従業員数の数　２０人以下 |



**申請にあたっては、必ず、「公募要領」、「応募時提出資料・様式集」、「参考資料」をご確認ください。**

補助金の採否については事業の有効性などの観点から審査があります。

●商工会地区事務局ＨＰ：https://www.jizokukanb.com/jizokuka\_r6h/index.html



**【補助率・補助上限】**　　　申請要件については、事前に**最寄りの商工会に確認してください。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **類型** | **補助率** | **補助上限** | **※1両特例の条件を満たす場合** | **概要** |
| **通常枠** | **2/3** | **50万円** | **※1　インボイス、賃金引上げ　両特例の要件を満たす場合は、最大200万円**  **の引上げ** |  |
| **インボイス特例※1** | **2/3** | **50万円** | ２０２１年９月３０日から２０２３年９月３０日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者及び２０２３年１０月１日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録が確認できた事業者は補助上限額を一律５０万円上乗せします。 |
| **賃金引上げ特定※1** | **2/3**  **（3/4※2）** | **150万円** | 補助事業実施期間に事業場内最低賃金を申請時の**事業場内最低賃金より＋50円とする事業者 ※2：**賃金引き上げに取り組む事業者のうち直近１期または直近１年間の課税所得金額がゼロ以下である事業者については、**補助率を3/4**に引き上げ**（赤字事業者）**ます。 |